

かすみがうら市スクールバス運行マニュアル

令和4年8月26日策定

かすみがうら市教育委員会事務局

学校教育課

(目的)

本マニュアルは、スクールバスによる児童生徒の安全・安心な登下校を実施するとともに、運行中のトラブル発生時には迅速、適切に対処するため、下記法令の定めるもののほかに策定する。

(関係法令)

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 85 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

1. 点検

1) 日常点検

①運行前点検

- ・点検の結果、安全運行に妨げのある場合は、速やかに予備車にて対応すること。また始発時間に遅れが生じると判断された場合は、学校に連絡をすること。

②運行後点検

- ・車両点検、道路及び運行状況、気象予報等から、次回の運行に支障を生じると判断した場合は、修理や代車、タイヤ交換等手配し、次回の運行に支障がないよう対応すること。

2) 法定点検

- ・社内点検予定表に基づき、法定点検（三ヶ月点検及び車検）を実施すること。

2. 運行

1) 乗車時

- ・乗車場所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車両が停車してから扉を開け、乗車させること。
- ・車内外の児童生徒の動向に十分に注意し安全確保を図ること。
- ・児童生徒のシートベルト装着を促すこと。
- ・停留所に着いてから、発車定刻になっても児童生徒が来ない場合は、遅滞なくバスを出発させること。
- ・車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。特に校内出発時は、発車することで児童生徒に危険が及ぶことがないか、念入りに確認すること。

2) 走行時

- ・いかなる場合においても冷静さを保ち、道路交通法等を常に遵守し安全運転に徹するこ

と。

- ・渋滞または道路状況等で 10 分以上遅れる場合は、速やかに運行管理者を通じて学校へ連絡すること。

3) 降車時

- ・児童生徒と降車場所の安全確認をした上で扉を開けること。
- ・車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。
- ・登下校便のいずれも、最終降車地においては車内を必ず確認すること。(※忘れ物・乗り過ぎた児童生徒の確認)
- ・下校便において児童生徒の乗り過ぎがあった場合は、速やかに運行管理者を通じて学校へ連絡し、対応を確認すること。(※原則、乗り過ぎた児童生徒は学校へ送ることとし、たとえ指定の降車場所であっても自らの判断で降車をさせない。)

4) その他

- ・保護者から体調不良等の理由により乗車中の児童生徒の様子の見守り等を依頼された場合は、可能な限り真摯に対応し、その様子を学校や保護者へ報告すること。
- ・児童生徒及び保護者へは親切かつ平等に対応し、朝夕の挨拶を行うこと。
- ・児童生徒へいかなる体罰も加えないこと。
- ・児童生徒またはその保護者等の個人情報その他職務上知り得た情報は他に漏らさないこととし、退職後についても同様の対応を行うこと。(車両内に携行する必要のある個別カード等の保管管理は、容易に児童生徒及び保護者その他一般者へ見えないように保管し、滅失・棄損、紛失などしないように管理すること。なお、管理体制については学校と連携すること。)
- ・そのほか、乗降等に関することについて定めた別紙「かすみがうら市スクールバス乗降等確認手順」(児童用又は生徒用)のとおり対応すること。

3. 緊急時対応

1) 緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について

- ・緊急時に備え、学校と各バス運転手(及び運行事業者)との緊急連絡網を整備し、スクールバス運行時間中の不測の事態に即座に相互連絡を行えるように備えておくこと。
- ・緊急時は、以下の各時対応及び「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり、連絡調整を行い、適宜対応すること。なお、生命・身体等の安全に関わるなどの事態においては、消防や警察への連絡を第一とすること。

※学校は、本マニュアルの他、各校で別途定めている危機管理マニュアルに準じた対応を講じる。また、学校は保護者への情報伝達の核となる観点から、積極的に各方に対して情報収集に努め、保護者へ必要な情報伝達を行う。

- 2) 緊急事態発生時は、児童生徒の生命・身体等の安全を最優先とした対応を行うこと。
(当マニュアルどおりの対応ではその安全を確保できない事態においては、必ずしもマニュアル通りの対応を要するとは限らない。)
- 3) 必要に応じて、できる限り通行者の協力を求め、児童生徒の避難や通報等速やかに実施できるよう対応すること。

①児童生徒の体調急変や不適切な行動等

- ・児童生徒の体調急変や不適切な行動により、児童生徒の生命・身体等の安全に関わるまたは運行に危険が生じる等の事態が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車両を停車し、必要に応じて消防や警察へ連絡するとともに、学校へ連絡すること。なお、運行を再開する場合は、車内の安全が確認されてから走行すること。

②交通事故

- ・交通事故が発生した場合、児童生徒の安全確保に配慮しつつ、速やかに付近の安全な場所へ車両を停車し、けが人の有無を確認すること。
- ・けが人の応急手当、救急車要請を最優先とし、けが人の有無にかかわらず、速やかに学校へ第一報を入れるとともに、警察への通報、運行管理者への連絡をすること。
- ・その後の現場対応に係る指示を確認できるまで、バスは安全な場所で待機し、運行管理者は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。

③車両火災

- ・車両火災が発生した場合は、直ちに安全な場所へ車両を停車し、第一に、車内の児童生徒を降車させ安全な場所に誘導し避難をさせ、火災状況により消防署等への通報及び車内搭載の消火器を用い消火作業を行うこと。けが人の確認、対応については、上記の「交通事故」時と同様の対応を適時行うこと。

④車両故障

- ・車両故障が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車両を停車し、運行管理者を通じて学校へ連絡し、運行管理者は代車の手配等、必要とされる対応を行い、原則、代車による運行を再開すること。

⑤自然災害その他

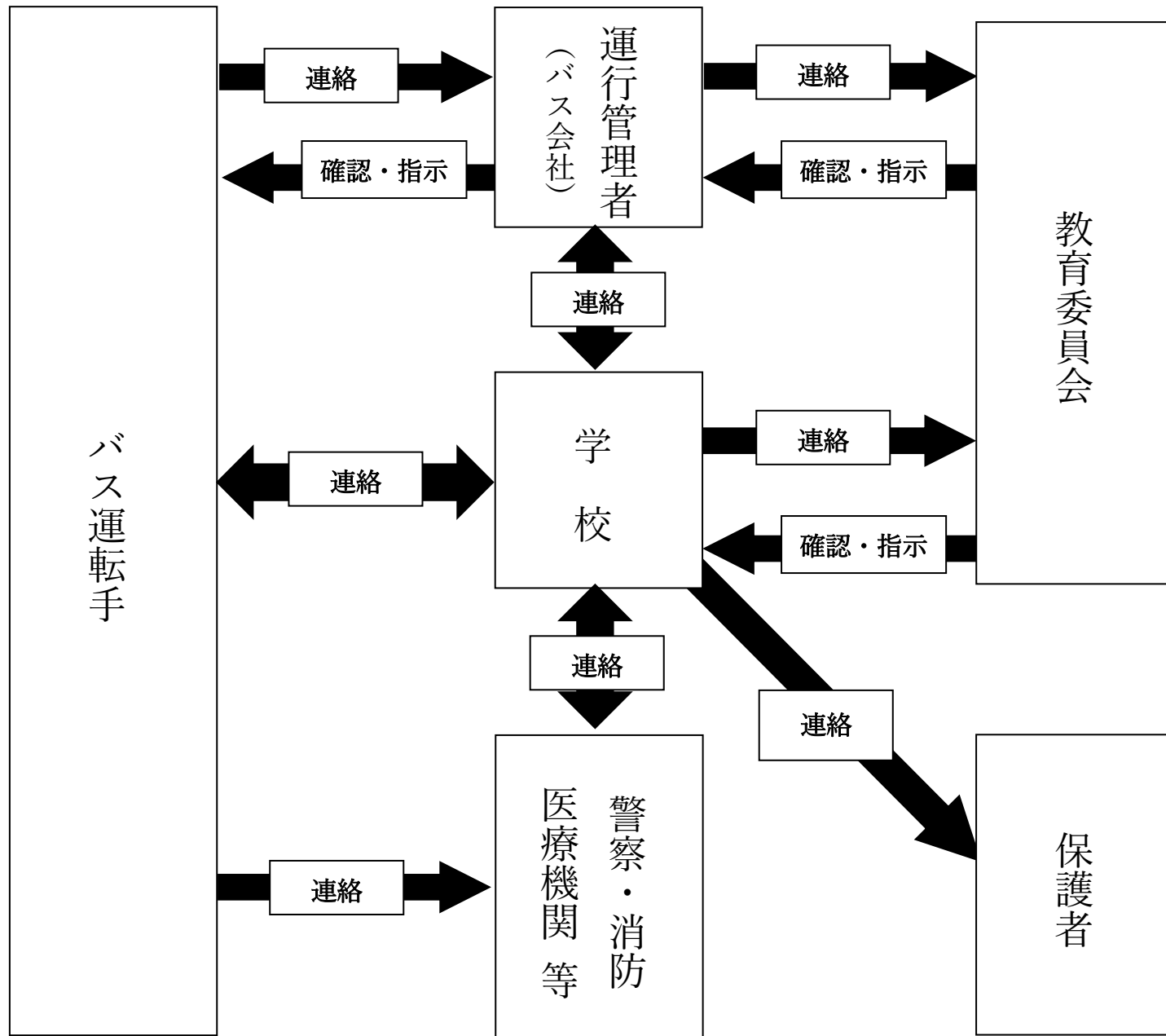
- ・気象、その他の要因により、通常運行しているコースが通行止めになった場合は、迂回路を走行し対応する。その場合は必ず事前に運行管理者を通じて学校へ連絡し、対応を確認、調整したうえで行うこと。また、走行の際は、通常コースと異なるので、更なる周囲の安全確認を怠ることなく注意すること。
- ・児童生徒が乗車する前の回送時に突発的な道路状況にて、運行に障害が出ると予想される場合、運行管理者に連絡をして指示を仰ぎ、運行管理者は学校に連絡し対応を確認、調整すること。
- ・自然災害(大地震等)などにより、運行中に交通麻痺に至った又はその恐れがある場合

- ア. 現に有事に至った際には、バスを安全な場所に停車させたうえで、降りないで待機する（救援を待つ）を基本に、児童生徒を安心させることも含めた声掛けや高学年児童への低学年児童誘導協力依頼を行い、「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり連絡等を行うこと。ただし、車内に待機していることが二次的被害に発展する恐れがある場合には、安全性を確保できる場所へ一時的に降車するという選択肢も考えておくこと。
- イ. また、停電等により通信機器（携帯電話等）が使用できない状況になった場合には、上記アの対応を基本としつつ、周囲の安全性を確認したうえで、周辺民家から学校への連絡について協力を依頼するなど、学校等との連絡調整について、児童生徒の身の安全を最優先として柔軟に対応すること。

4. その他

- 1) 車内清掃は、常に清潔に保つよう、衛生面に十分配慮し毎日終業時に清掃すること。また、車外の汚れにも常に気を配ること。
- 2) 運行記録は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また毎日の走行での路線及び車内での児童生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。
- 3) 本マニュアルに定めのない場合であっても、児童生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。
- 4) 本マニュアルに定めのない不測の事態が発生した場合においては、必ず、学校と各バス運転手（及び運行事業者）の間で、相互連絡・確認を行い、対応にあたること。
※学校は、各校で別途定めている危機管理マニュアルを参酌して対応にあたり、保護者へ必要な情報伝達を行う。
- 5) 運行事業者の個別マニュアルが本マニュアルの内容を網羅し、安全性能等が上回る場合にはその運用を妨げるものではない。

5. 緊急事態発生時連絡フロー



(連絡順について)

- ・運転手は、児童生徒の生命・身体の安全に関わる場合などの緊急時は、消防や警察への連絡を第一にするとともに、速やかに学校への一報を行う。それ以外の緊急時等は原則運行管理者への連絡を第一とする。
- ・運行管理者は、連絡を受けた内容について速やかに学校へ連絡し連携して対応を行う。